

幼児（1歳6か月児、3歳児）精密健康診査業務委託仕様書

- 1 業務名 幼児（1歳6か月児、3歳児）精密健康診査業務委託
- 2 目的 幼児健康診査の結果、心身の発達異常、疾病等の疑いがある者について、身体面、精神発達面などの総合的な診断を行うことを目的とする。
- 3 履行場所 熊本市内（各医療機関）
- 4 履行期間 令和8年（2026年）4月1日～令和9年（2027年）3月31日まで
- 5 業務内容 地域医療行政の円滑なる実施に協力し、受託者は、幼児に対する精密健康診査を熊本市が別に定める「乳幼児健康診査事業要綱」により行うものとする。
- 6 支払 毎月業務完了後の支払い（12回/年）とする。なお、委託者が受託者に支払う委託料は、「診療報酬の算定方法を定める件」（令和8年厚生労働省告示第69号）により算出した額から、保険者が負担すべき額を控除した額とする。